

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月10日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 56 号

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（令和2年規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 資格免許の項中「社会福祉士」の次に「、精神保健福祉士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。